

[Tweet](#)

令和5年6月30日
金融庁

[相談・手続・採用情報](#)[各種窓口のご案内](#)[金融サービス利用者相談室](#)[金融行政モニター](#)[情報公開等](#)[パブリックコメント](#)[申請・届出・照会](#)[吉等](#)[採 情報](#)[新着情報配信サービス](#)[金融庁ソーシャルメディア
アカウント](#)[関連リンク](#)[証券取引等監視委員会](#)[公認会計士・監査審査会](#)

「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」等の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」等の改正（案）につきまして、令和5年5月12日（金曜）から令和5年6月12日（月曜）にかけて公表し、広く意見公募を行いました。

その結果、2先から7件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は[（別紙1）](#)を御覧ください。また、具体的な改正の内容については[（別紙2）](#)～[（別紙5）](#)を御参照ください。

2. 適用時期

改正後の「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」等については、本日から適用いたします。

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）
企画市場局企業開示課（内線2768）

（別紙1）  [コメントの概要及びコメントに対する考え方](#)

（別紙2）  [「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」新旧対照表](#)

（別紙3）  [「『中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（中間財務諸表等規則ガイドライン）」新旧対照表](#)

（別紙4）  [「『四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（四半期財務諸表等規則ガイドライン）」新旧対照表](#)

（別紙5）  [「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）」新旧対照表](#)

サイトマップ

[金融
庁に
つい
て](#)[報
道・
広報](#)[政
策・
審議
会等](#)[法
令・
指針
等](#)[金
融
機
関](#)[国
際
関
係](#)[アクセスF S
A
（金融庁広報誌）](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[アクセス](#)

[御意見・問い合わせ](#)

[各種情報検索サービス（EDINET等）](#)

[関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000